

# マイクロ波研究専門委員会における若手優秀研究賞選奨規程

マイクロ波研究専門委員会

令和7年9月18日制定

マイクロ波研究専門委員会における「若手優秀研究賞」の選定は、本規程によって行う。

## 総則

第1条 電子情報通信学会定款第4条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。

第2条 本賞の選定のため、マイクロ波研究専門委員会に選奨委員会を設置する。

第3条 選奨委員会は、委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。構成員の過半数はマイクロ波研究専門委員とする。なお、原則として選奨委員長にはマイクロ波研究専門委員長、幹事にはマイクロ波研究専門委員会教育担当が就任し、委員は選奨対象者以外のマイクロ波研究会参加者から選出し、選奨委員長が任命する。

第4条 本賞の受賞者は、当該年度における本賞を対象としたマイクロ波研究会セッションにおいて優秀な研究発表をした若手講演者で、次の各号の全てに当該する者から選定する。ただし、招待講演・特別講演は除く。

イ. マイクロ波研究会参加申込の際、講演者かつ筆頭著者として登録し、かつ講演を行った者であること。

ロ. 講演時において電子情報通信学会の正員であること。

ハ. 講演した年の1月1日における年齢が38歳以下であること。ただし、大学、大学院および高専に在籍する学生を除く。

ニ. 過去に本賞を受けたことのない者であること。

## 第5条

対象となる研究発表から、原則として、受賞者の総数は対象者数の10%に1を足して小数点以下を切り捨てた数を上限とする。受賞者を選定する手続きは細則に定める。

## 第6条

受賞者には、賞状及び賞金、記念品を贈呈する。賞金は授賞1件につき1万5千円とする。

付則

1) 本規程の改訂は、マイクロ波研究専門委員会の承認を得るものとする。

以上

# マイクロ波研究専門委員会における若手優秀研究賞

## 受賞者選定手続き細則

マイクロ波研究専門委員会

令和7年9月18日制定

選奨規程第5条によるマイクロ波研究専門委員会における「若手優秀研究賞」の選定は、この手続きに従って行う。

- 1 選定の対象者は、選奨規程第4条に該当する者とする。
- 2 選奨委員会は、本専門委員会の委員（以下、委員という）、ならびに当該月のマイクロ波研究会の座長（以下、座長という）や選奨委員長が適任と認める者に、受賞候補者の発表に対する採点を依頼する。
- 3 採点者は、受賞候補者が行った講演発表に対して、「新規性」、「質・完成度・有用性」、「本人の貢献度」、「原稿完成度」、「プレゼンテーション完成度・質疑応答」等を総合的に評価し、採点する。
- 4 受賞候補者の点数の集計に際して、対象とする若手発表者において、マイクロ波研究会で複数の発表を行った発表者の得点は、複数の発表の中で最も高い点数とする。
- 5 選奨委員会は集計結果の順序を受賞候補者の順位とし、それに基づき、本賞の受賞者を選定する。
- 6 同点の候補者については、選奨委員会の委員長、幹事が協議して順序を決定する。

以上